

石綿による疾病（肺がん）の論点メモ

- 1 肺がんの発症リスク 2 倍を基準とする考え方について
(前回までの検討結果)
→今後も維持することが適當。
- 2 肺がんの発症リスクが 2 倍となるばく露量の程度について
(前回までの検討結果)
→石綿繊維 25 本/ml × 年を今後も維持することが適當。
- 3 石綿肺所見を指標とする考え方について
(前回までの検討結果)
→今後も維持することが適當。
- 4 胸膜プラーク画像所見を指標とする考え方について
(前回までの検討結果)
→次のものを要件に加えることが適當。ただし、読影基準については、更に検討を要す。
 - ・ X 線写真によって胸膜プラークが確認でき、C T 画像によってもプラークと認められるもの。
 - ・ C T 画像により胸壁内側の 1 / 4 以上のプラークが確認できるもの。→現行の胸膜プラーク + 石綿ばく露作業従事期間 10 年以上の要件は、当面維持することが適當。ただし、石綿ばく露作業の従事時期によるばく露評価のあり方について、更に検討を要す。
- 5 石綿小体数、石綿繊維数を指標とする考え方について
(前回までの検討結果)
→現行の要件について、今後も維持することが適當（クリソタイルについても、そのクリアランスと肺がんリスクを考慮して、同様とすることが適當）。
- 6 石綿ばく露作業従事期間を指標とする考え方について
(前回までの検討結果)
→石綿紡織製品製造作業、石綿セメント製品製造作業、石綿吹付け作業に従事した者について、当該作業の従事歴が 5 年以上ある場合を要件に加えることが適當。ただし、石綿ばく露作業の従事時期によるばく露評価のあり方について、更に検討を要す。
- 7 その他
(前回までの検討結果)
→びまん性胸膜肥厚に併発した場合を要件に加えることが適當。
→10 年の潜伏期間の要件を加えることが適當。